

震災発生時の対応方針（令和2年4月1日改訂）

埼玉県立川越女子高等学校
電話 049-222-3511

地震発生直後の対応（授業日の震災を想定）

1 想定状況

- 想定する震源 : 埼玉県の中央部を震源とする直下型地震
- 想定する発生時間 : 授業時間内
- 想定する避難住民 : 当初人数で300人
- 学校災害対策本部の設置 : 震度5弱以上

2 生徒への対応

揺れの状況	教職員の指導・指示
初期微動	① 火を消させる（実習中） ② ドアを開けさせる
主要動	① 机の下に避難 ② 落下物・転倒物への注意喚起 ③ ガラスの飛散に対する注意
大きな揺れがおさまったら	① 負傷者の確認 ② 避難指示 ・落下物への注意、カバンやコートで頭部保護 ・クラス毎に避難 ③ 火の始末確認 ④ パニックを抑える

*集合・点呼：必ず学年単位で実施

3 学校災害本部について

震度5弱以上で学校災害本部を設置

職員は、別紙学校災害対策本部職員組織表に基づき担当業務を実施する。

4 状況の確認

<input type="checkbox"/> 生徒の安全確認	<input type="checkbox"/> 生徒は全員安全に避難したか（校庭を一次避難場所とする） <input type="checkbox"/> 教室等に逃げ遅れた生徒はいないか <input type="checkbox"/> 生徒のケガ等の確認及び応急処置ができたか
<input type="checkbox"/> 体育館、講堂、紫苑館及び生徒ホールが避難場所として安全かどうか	<input type="checkbox"/> 建物の基礎部分に異常はないか <input type="checkbox"/> 壁にひび割れが生じていないか <input type="checkbox"/> 窓ガラスの破損はないか <input type="checkbox"/> 窓ガラス・窓枠及びその他の落下物の危険性の有無
<input type="checkbox"/> ライフ・ラインの状況確認	<input type="checkbox"/> 電気の使用は可能か、使用しても危険はないか <input type="checkbox"/> 水道の使用は可能か、水漏れ箇所はないか <input type="checkbox"/> ガスの元栓は確実に閉まっているか、ガス漏れはないか <input type="checkbox"/> 電車・バスは正常に運行しているか <input type="checkbox"/> 電話の使用は可能か

5 危機管理体制への移行

(1) 対策本部の設置と所在の明示

- ◇ 校長を責任者とする危機管理体制を取ることの宣言。
- ◇ 責任者は校長室に常駐する。
- ◇ 対策本部は職員室に置き、本部の指示・連絡は教頭が行う。
- ◇ 作業は会議室と職員室で行う。

(2) 救急本部の設置

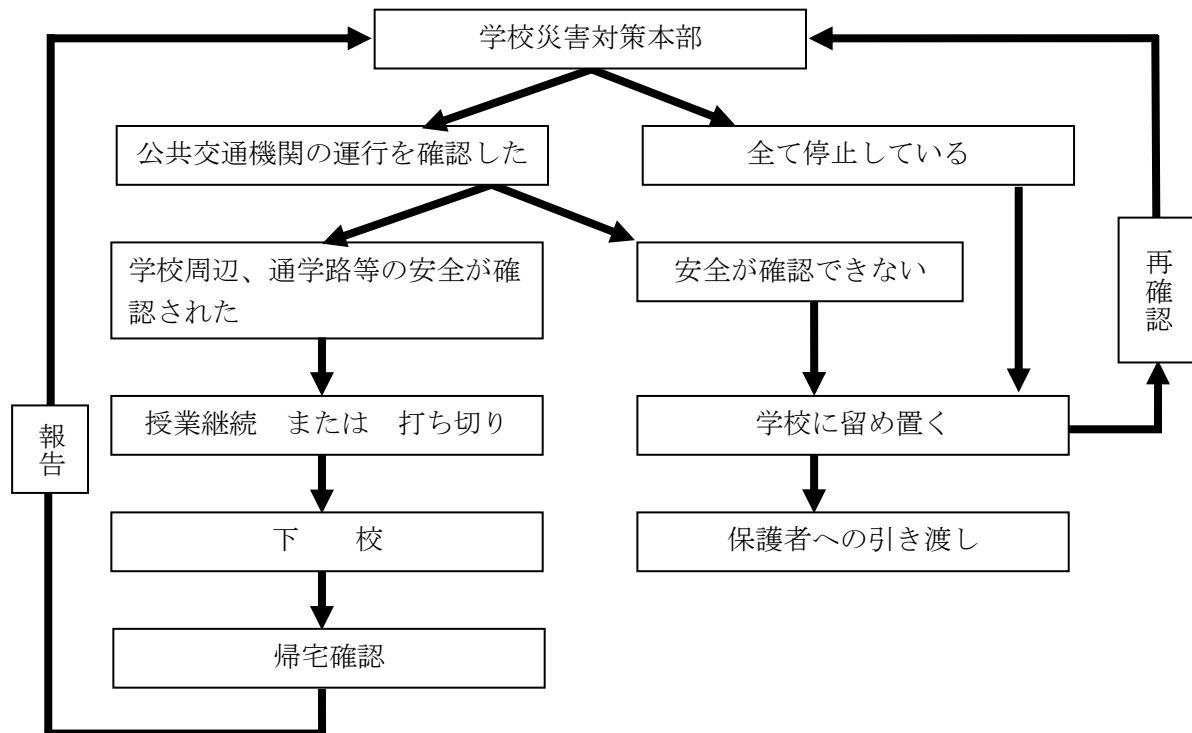
- ◇ 救急本部は保健室に置く。
- ◇ 医療機関から医師の派遣があった場合は、保健室に常駐してもらう。

(3) 生徒の帰宅に係る基準（余震等がおさまり安全を確認後対応）

- a 公共交通機関が運行している場合は生徒を帰宅させ、それ以外は学校に留置
- b 徒歩及び自転車で登校している生徒は、なるべく複数でかつ安全に注意させながら下校させる
- c 下校させた生徒氏名を必ず記録し、生徒の安否確認資料とする

【生徒の下校及び引き渡しについて】

以下の要領で生徒の下校及び引き渡しを行う）



(4) 生徒の安否情報の公開

- a 学校HPを利用し生徒の安否情報を公開する。
- b インターネット掲示板を利用し、生徒の安否情報を公開する。

(5) 危機管理時における任務と担当分掌等（課業中）

職員は、別紙学校災害対策本部職員組織表に基づき担当業務を実施する。
各業務のチーフは主任がいれば主任が、いなければそれに代わる者が務める。
以下の業務は、通常分担業務の他に追加する。

生徒に係る事務	担当分掌
◆留置・下校生徒名簿の作成	◆各学年主任
◆水・食料の確保	◆学年外教員
◆ホームページ・ネット掲示板で情報発信	◆O A部（学年外）

※ 上記のほかに、次の確認方法も補助的手段として併用する。

川越女子高校メールアドレスへの緊急Eメールアドレス

➤ kawagoejoshi.kinkyu@st.spec.ed.jp

(6) 宿直の設置

夜間及び休日に備えて、宿直を置く。宿直は事務室にて勤務する。

宿直は、管理職1名，教職員2名で構成する。

休日の宿直は3交替制とする。3交替の時間は次のとおり。

午前（8:00~12:00），午後（12:00~16:00），夜間（16:00以降）

(7) 近隣住民が避難してきた場合

(1)～(6)の生徒に係る安全確保等を行った後に、休日・夜間等の対応に準じる。